

永平寺町出産祝金支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第11号

永平寺町出産祝金支給規則の一部を改正する規則

永平寺町出産祝金支給規則(平成18年永平寺町規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(祝金の額)

第2条 本町に住所を有する者(夫婦いずれか1年以上)が出産した時は、出生児1人につき30,000円とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に出生した児童について、この規則の施行後に申請があった場合の祝金の額は、なお従前の例による。